



倉環境第 171 号
令和 5 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

倉吉市長 広田 一恭
(公 印 省 略)

(仮称) 新北条砂丘風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

令和 5 年 4 月 10 日付 第 202300011503 号で照会のあったこのことについて、
下記のとおり回答します。

記

1 景観

主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなるような風力発電施設の配置を回避すること。

2 工事関係車両に関連する騒音及び振動

工事関係車両の主要な走行ルート of 起点が示されておらず、路線ごとの車両の種別及び台数が示されていない。また、道路交通騒音及び振動の調査地点として自動車専用道路である一般国道 313 号上の地点が設定されている。

住居等への影響の調査、予測にあたっては、工事関係車両の走行ルートの起点となる一般道路から自動車専用道路までの区間における住居等が所在する地点を調査地点に加え、環境影響の回避、低減に係る評価等を適切に行うこと。